

**随意契約をすることができる場合に
該当することの説明書**

地方自治法施行令第167条 の2第1項第2号により随意 契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当することの説明
「特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき」及び「財産の売払い、物件の貸付けその他の県の収入の原因となる契約であって、価格競争により契約の相手方を決めることが困難又は不適当なものをするとき」以外の場合であって、契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別の事情があるとき。	1 契約の概要 本県への誘客促進を図るため、旅行検討者に対し、本県が有する四季折々の美しい自然、歴史、伝統文化、食、モノなど観光資源を季節に合わせてタイムリーに情報発信する「観光季刊誌（岐阜っぽ。）」及び、豊富な自然アウトドア資源に加えて親和性の高い健康や癒しを取り入れた本県の魅力を発信する「自然アウトドア総合情報誌」を制作・発行するとともに、旅行雑誌等とのタイアップ等効果的な情報発信を実施する。 2 契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別な事情の説明 本事業を実施するにあたっては、魅力的な誌面を制作するデザイン力、企画力などが必要であるとともに、効果的な情報発信のための新しい発想やアイデアも必要となることから、それらの実施能力を有する者に委託する必要がある。 このため、より効果的かつ効率的な事業実施のためには、単なる価格競争ではなく、企画立案及び実施等の手法についての具体的な提案に基づき、適確性を総合的に判断する必要がある。 3 選んだ特定の相手方が契約相手として適当であることの説明 令和8年3月25日に開催した「令和8年度観光季刊誌及び自然アウトドア総合情報誌等制作業務委託プロポーザル評価会議」の結果、各構成員の評価点の合計が基準点（180／300点）を上回り、かつ、各構成員の総評価点に基づき算出した順位点の合計が最も高かった株式会社 角川アスキー総合研究所を最優秀提案者とし、契約交渉の相手方として決定した。